

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成23年2月24日)

項 目

ページ

- 1 米戸別所得補償モデル事業の変動部分の交付単価について
【生産振興課】 別紙
- 2 鳥取県産材産地証明制度の有料化について
【森林・林業総室】 1

農 林 水 産 部

鳥取県産材産地証明制度の有料化について

平成23年2月24日
森林・林業総室

鳥取県産材活用協議会（会長：株式会社本間設計事務所 本間社長、事務局：鳥取県森林組合連合会）が運営している鳥取県産材産地証明制度について、平成23年4月1日から、証明に係る手数料が徴収されることとなった。

- ・手数料徴収額 県産材産地証明書（販売管理票）1枚当たり1,500円
 - ※戸建住宅の場合、戸当たり平均3枚程度（1,500円×3枚＝4,500円）
 - ※公共建築物の場合、棟当たり平均10枚程度（1,500円×10枚＝15,000円）
- ・手数料負担者 産地証明書の申請者
 - ※戸建住宅の場合は施主、公共建築物の場合は元請業者
- ・支払い方法 鳥取県産材活用協議会の指定口座への振込み

1 有料化の背景

- ・証明件数の増加に伴い、協議会事務局である鳥取県森林組合連合会の担当職員の書類審査や、販売管理票の起点となる木材市場、森林組合の書類作成に係る事務量が増え、業務を圧迫していることから、平成20年度より協議会内で審議してきた。
- ・人件費等、証明に係る経費に充てる財源として、証明書発行手数料を徴収。
 - ※手数料の配分 鳥取県森林組合連合会：1,040円/枚、木材市場等：460円/枚

2 県の施策と県産材産地証明制度の関わり

- ・県実施の補助事業（環境にやさしい木の住まい助成事業、緑の産業再生プロジェクト事業等）において、補助要件である県産材であることの確認のため、実績報告書に県産材産地証明書の添付を義務付けしている。
- ・県発注の公共工事（建築、土木）において、県産材の使用を指定している場合に、県産材産地証明書の取得を指導している。

3 有料化に当たっての課題

- ・補助事業を利用しようとする施主や建設業者への有料化の周知の徹底。

4 有料化に係る県の見解

- ・県産材産地証明制度は、民間団体の自主的な取組みではあるが、県内唯一の県産材認証制度であり、県の施策にも活用していることから、県（森林・林業総室、住宅政策課）は、県産材活用協議会にオブザーバーとして参加している。
- ・このたびの有料化については、協議会で審議され決定されたことであり、県が是非を問うものではないが、有料化に円滑に移行できるよう、周知に当たって協力するとともに、証明制度の一層の精度向上について助言、指導を行っていく。

（参考）証明書発行実績

（単位：件、枚、m³）

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22 (4-12月)
件数	336	419	374	446	569	485
枚数	1,519	2,168	1,830	2,161	2,606	2,594
材積	5,534	5,716	5,063	5,646	7,553	9,185